

○財務省告示第二百九十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十一年八月十三日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年九月八日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第七十 七回、第八十四回、第八十五回、 第九十回、第九十四回、第九十 六回、第九十七回、第一百一回、 第一百二回、第一百三回、第一百四回、 第一百五回、第一百六回、第一百七回 及び第一百八回）及び利付国庫債 券（三十年）（第二回、第四回、 第五回、第六回、第八回、第十 回、第十一回、第十四回、第十 五回、第十八回、第十九回、第 二十回、第二十三回、第二十 四回、第二十五回、第二十六回 及び第二十九回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同			

十 三	十 二	十 一	十 一	九	八	七	六	五
の	経	利	発	振	最	払	発	募
払	過	子	行	替	低	込	行	入
込	利	率	行	単	額	金	額	決
み	子		価	位	面	額		定
	率		格	日	金	額		の

じ。を競争に付して行われる入札による発行に付して行われる札にのみ行う利回り格差の小さい申込みのうちの利回り格差の割合相当である。その応募額を順次額面金額で二千九百九十四億三千二百四十億九百三十八万五千円振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成十一年八月十三日発行の対象国債ごとの算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}$$

(別表のとおり)
 (一) 募集の決定の通知を受けた者は、募入決定の通知を受けた者は、式により算出した金額を次の算式により算出する。期日に払い込むものとする。

名称及び記号	利率（年）	償還期限	（発行額） （額面金額）
（利付二十年国庫債券）	二・二%	平成九年三月二十九日	五十億円
（利付二十年国庫債券）	二・一%	平成六年三月二十九日	二十億円
（利付二十年国庫債券）	二・一%	平成三年三月二十九日	四億円
（利付二十年国庫債券）	二・二%	平成九年三月二十八日	五十五億円
（利付二十年国庫債券）	二・一%	平成三年三月二十八日	二十億円
（利付二十年国庫債券）	二・〇%	平成十年三月二十七日	二十五億円
（利付二十年国庫債券）	二・〇%	平成三年三月二十七日	十億円

（別表）

二十	十九	十八				十七	十六	十五	
払込期日	入札参加	払場所	元利支	象国債の	各発行対	準とす	入札の基	償還金額	償還期限
平成二十一年八月十三日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行	た各発行とす	頭売買参考	証券業協会	平成二十一年八月十日	額面金額（別表のとおり）	

（（利 第三付 八十年 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 六十年 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 五十年 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 四十年 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 二十年 回年庫 ））債 券	（（利 第二付 百十年 八年庫 回））債 券	（（利 第二付 百十年 七年庫 回））債 券	（（利 第二付 百十年 六年庫 回））債 券	（（利 第二付 百十年 五年庫 回））債 券	（（利 第二付 百十年 四年庫 回））債 券	（（利 第二付 百十年 三年庫 回））債 券	（（利 第二付 百十年 二年庫 回））債 券	（（利 第二付 百十年 一年庫 回））債 券
一 ・ 八 %	二 ・ 四 %	二 ・ 二 %	二 ・ 九 %	二 ・ 四 %	一 ・ 九 %	二 ・ 一 %	二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	二 ・ 一 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	二 ・ 四 %
十年平 二十成 日一四 月十二 四	十年平 十成 日一四 月十二 三	日年平 五成 月四 二十三	十年平 十成 日一四 月十二 二	日年平 二成 月四 二十二	日十平 二成 月四 二十年	日十平 二成 月四 二十年	九平 月成 二四 二十年	九平 月成 二四 二十年	六平 月成 二四 二十年	六平 月成 二四 二十年	六平 月成 二四 二十年	三平 月成 二四 二十年
九 億 円	五 十 七 億 円	五 十 億 円	九 十 一 億 円	十 八 億 円	十 六 億 円	百 六 十 億 円	億 四 百 八 十 二	三 百 五 億 円	二 百 三 億 円	億 二 百 八 十 一	億 三 百 二 十 二	円 二 百 五 十 億

（（利 第三付 二十年 九）回 券）	（（利 第三付 二十年 六）回 券）	（（利 第三付 二十年 五）回 券）	（（利 第三付 二十年 四）回 券）	（（利 第三付 二十年 三）回 券）	（（利 第三付 二十年 一）回 券）	（（利 第三付 二十年 九）回 券）	（（利 第三付 二十年 八）回 券）	（（利 第三付 二十年 五）回 券）	（（利 第三付 二十年 四）回 券）	（（利 第三付 二十年 一）回 券）	（（利 第三付 二十年 回）回 券）
二 ・ 四 %	二 ・ 四 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 三 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 四 %	一 ・ 七 %	一 ・ 一 %
九平 月成 二五 十十 日年	日年平 三成 月四 二十九	十年平 日十成 二四 月十八	日年平 九成 月四 二十八	日年平 六成 月四 二十八	十年平 日十成 二四 月二十七	日年平 六成 月四 二十七	日年平 三成 月四 二十七	日年平 六成 月四 二十六	日年平 三成 月四 二十六	日年平 六成 月四 二十五	日年平 三成 月四 二十五
十五 億 円	百 二 億 円	円二 百 三 十 億	四 億 円	七 億 円	五 億 円	六 十 四 億 円	二 億 円	四 十 五 億 円	三 十 億 円	五 十 三 億 円	九 億 円